

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	北 (建部北町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

平成4年度から集落一農場方式を立ち上げ、平成28年度には農事組合法人建部北町営農組合を立ち上げて現在に至るところである。法人の人材育成が課題であり、集落外に居住する組合員の後継者の育成が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主に置きつつも、毎年水稻の収量確保が出来ていなく年々収量の減収に対面しどのような方法で多収量を確保するかを検討しているところである。裏作である麦・大豆の収量確保に取り組んでいかなければならない。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
達成済みである。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
今後も活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路、農道の維持管理していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後、希望者があれば市、JAと連携し定着に向けて取組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				